

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時  
特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課  
教育委員会

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的に、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によって被災した児童等に係る就学を支援する事業等を加えることとする。</p> <p>2 岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てることとする。</p>
改正理由	<p>東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を実施するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的を改めるとともに、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に積み立てることとする必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成23年度6月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い、高等学校等における」を「行うとともに、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を行い、もって」に改める。

第二条中「を積み立てる」を「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てる」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 改正理由

東日本大震災によって就学が困難となった幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を実施するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の目的を改めるとともに、国が県に交付する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金に積み立てることとする必要がある。

岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、経済的理由によつて学業の継続が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免及び奨学金事業に対し補助を行うとともに、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、東日本大震災によつて就学が困難となつた幼児、児童及び生徒に係る就学を支援する事業等を行い、もつて教育の機会を確保するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を積み立てる。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、経済的理由によつて学業の継続が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免及び奨学金事業に対し補助を行い、高等学校等における教育の機会を確保するため、岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を積み立てる。</p>